

# 平成27年 第5回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年 7月24日  
午後 1時00開会  
午後 2時20閉会  
場 所 中頓別町役場会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。  
〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、  
〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇  
以上 8名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。  
以上 名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 〇 〇 〇 〇
- 4 本会のための書記 農業委員会 主 任 〇 〇 〇 〇
- 5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)
6. 議 事  
承認第1号 農地法第4条の規定に基づく許可申請(農地転用)不要  
の承認について  
承認第2号 北海道農地法関係事務処理要領第8信託・証明関係4の  
規定による土地の現況証明について  
報告第1号 農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について  
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画の決定について  
議案第2号 農地パトロール実施要領(案)について
7. その他  
  - (1) 今後の予定について
  - (2) その他
8. 閉 会

事務局長

ただいまから平成27年第5回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長

(挨拶終了)

議長

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】

本日 欠席者はありません。

【定数報告】

本日の出席委員は8名中8名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

6番 ○○委員及び7番 ○○委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

事務局長

◎ 会務報告

(報告終了)

議長

続きまして、農地等調査幹旋委員会の報告をお願いします。

農地等調査  
幹旋委員長

第2回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。

開催日時は平成27年7月3日金曜日、13時30分から15時00分まで、開催場所は現地、参集範囲は農地等調査幹旋委員3名で開催しました。

協議案件は、非農地と推測される農地1件3か所と、農地法第4条許可申請による現地確認1件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る現地確認1件について、現地にて確認を行いました。

(1) 現地目確認 ○○○○さん

(2) 農業経営基盤強化促進法18条第1項

○○○○さん、○○○○さん

(3) 農地法第4条 ○○○○さん

以上の3件です。

各案件につきましては、本総会承認第1号、第2号及び議案第1号の案件でありますので、議事の進行に伴い、それぞれ報告することとします。

平成27年 7月24日

農地等調査斡旋委員会 委員長 ○ ○ ○ ○

議長

ありがとうございました。以上報告が終わりました。報告にありましたように承認事項について、議事の進行に伴い審議することとしてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

議長

それでは、議事に移ります。

承認1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請（農地転用）不要の承認について」を事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、承認1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請（農地転用）不要の承認について」を説明させていただきます。説明につきましては、別紙により説明いたしますので、別紙承認第1号をご覧ください。

承認第1号

農地法第4条の規定に基づく農地転用確認について

- ◎ 字秋田 ○○○○さんに係る牛舎増築について
- ◎ 建設予定地 字秋田○○ - ○の一部

転用の概要確認及び現地の状況を先に聞き取り、現地確認を行います。

増築する牛舎は、既存牛舎に接続して建設し、面積は○○m×○○m（○○㎡）であります、現地確認の結果、雑種地化し、現況農地では無いことを確認いたしました。

このことから、農地法第4条の転用許可の申請は不要であると判断し、本総会での承認後、その旨を申請者に通知することといたします。

以上説明とさせていただきます。

- 議長 事務局から農地法4条規定に基づく許可申請の説明が終わりました。本件について、何か質疑はございませんか。
- 各委員 (質疑なしの声)
- 議長 質疑がないようですので、承認第1号 ○○○○さんの成牛舎増設に伴う農地転用許可の申請は不要と判断し、本総会で承認し、申請者に通知することにご異議ございませんか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 議長 ご異議なしと認め、承認第1号 ○○○○さんの成牛舎増設に伴う農地転用については許可不用と承認することに決しました。  
 続きまして、承認第2号「北海道農地法関係事務処理要領第8信託・証明関係4の規定による土地の現況証明について」を議題とします。  
 事務局より説明いたさせます。
- 事務局長 承認第2号「北海道農地法関係事務処理要領第8信託・証明関係4の規定による土地の現況証明について」を説明いたします。説明につきましては、別紙により説明いたしますので、別紙承認第2号をご覧ください。
- 承認第2号
- 現 地 目 調 査 報 告 書
- 北海道農地法関係事務処理第8信託・証明関係4の規定により、土地の現況確認を実施したので報告いたします。
- ① 字松音知○○番○ ……「宅地」と判断する。
- 土地所有者 ○○○○さん
- 申請趣旨 農業用施設用地を分筆したので現地の確認を願いたい。
- 確認内容 場所は、○○○○氏の牛舎、堆肥舎、バンカーサイロ等農業用施設が整備されている○○㎡を分筆したものであり、農地としての利用は難しい状況である。
- ② 字松音知○○番○ ……「雑種地」と判断する。
- 土地所有者 ○○○○さん
- 申請趣旨 住宅周辺の雑種地化している土地を分筆したので、現地の確認を願いたい。
- 確認内容 場所は、○○氏の住宅周囲の雑種地化している箇

所であり、面積は〇〇㎡であるが、今後肥培管理して農地としての利用は難しい状況である。

③ 字松音知〇〇番〇・・・「宅地」と判断する。

○土地所有者 〇〇〇〇さん

○申請趣旨 移動通信用鉄塔が設置されている土地を分筆したので、現地の確認を願いたい。

○確認内容 場所は、富塚氏の住宅の裏側にある移動通信用鉄塔の設置個所であり、面積は〇〇㎡であり、農地としては利用できる状況にはない。

以上説明とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたが、北海道農地法関係事務処理第8信託・証明関係4の規定による、土地の現況確認について、〇〇さんの3件について質疑はありませんか。

(なしの声)

各委員

議長

質疑がないようですので、承認第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

各委員

議長

異議なしと認め、承認第2号「北海道農地法関係事務処理要領第8信託・証明関係4の規定による土地の現況証明について」は承認することに決しました。

続きまして報告第1号農地法第4条の規定に基づく諮問の答申についてを議題とします。

内容について事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」をご説明いたします。

それでは、別紙「報告第1号 農地法第4条並びに同法第5条の規定に基づく諮問について(答申)」をご参照願います。

本件につきましては、平成27年6月5日開催の農業委員会総会議案第1号によります〇〇〇〇さんからの申し出による農地法第4条転用の

成牛舎建設に伴う転用の答申でございます。

内容につきましては、

- 諮問対象 畜舎建設用地 〇〇㎡
- 諮問提出 平成27年 6月 5日
- 答申通知 平成27年 6月25日
- 答申受領 平成27年 6月29日
- 答申内容 許可相当
- 4条許可 平成27年 6月25日

答申通知書の2枚目「農地法第4条・第5条の規定に基づく諮問」をご覧下さい。市町村長・農業委員会許可案件分の中段に中頓別町農業委員会、平成27年6月5日中農委号の第4条件数に1件とあり、この件数が許可相当分となっております。以上報告いたします。

議長

事務局より説明がおわりました。このことについて何か質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

各委員

議長

質疑なしと認め、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」は承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

各委員

議長

ご異議なしと認め、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」は承認することに決しました。

続きまして、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたさせます。

事務局長

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成27年7月24日 番号所7番 土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字豊平〇〇番〇から字〇〇番〇の全48筆 〇〇㎡ 公簿地目、現況地目とも同一で畑であります。後継者移譲でございますので対価はございません。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの日も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由 農地を後継者に贈与する。譲受理由 農地を譲

り受け、経営規模を引き継ぐ。譲受人の状況は、経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は贈与でありますのでございません。年金加入状況は加入であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりです。

なお、本件につきましては、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営委譲に係る農地の利用集積であります。また、〇〇〇〇さんの経営委譲年金に係る案件でありますので審査の前に詳細説明を行います。なお、対象農地につきましては、平成26年度の農地パトロールと平成27年7月3日の第2回農地等調査幹旋委員会で、図面参照のもと現地確認を行っていただいておりますのでご報告申し上げます。

続きまして 所8番の説明を行います。

土地の表示は字豊平〇〇番〇の1筆 〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。贈与ですので対価はございません。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由は農地を近隣耕作者に贈与する。譲受理由は農地を譲り受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

続きまして、賃24番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご参照願います。字旭台〇〇番の一部から〇〇番の全11筆〇〇㎡ であります。このうち〇〇番、〇〇番、〇〇番は公簿地目は原野ですが、現況は畑であり、その他の土地は公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇さん 借主 〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして、賃25番の説明を行います。

土地の表示は字旭台〇〇番〇の一部から〇〇番の全3筆〇〇㎡ であり

ます。このうち〇〇番は公簿地目は原野ですが、現況は畑であり、その他の土地は公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

続きまして、賃26番の説明を行います。

土地の表示は字弥生〇〇番〇から〇〇番〇の全4筆〇〇であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成37年12月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

続きまして、賃27番の説明を行います。

土地の表示は字松音知〇〇番〇から〇〇番〇の全2筆〇〇㎡ であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成37年12月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

以上説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは所7番から順番に審議に移り



ます。所7番 ○○○○さんと ○○○○さんとの贈与について、事務局から説明いたさせます。

事務局長

所7番につきましては、第2回農地等調査幹旋委員会で農地及び農地以外の全所有地を対象に調査をいただきましたので、本書のとおり報告いたします。

議案第1号所7番 資料「字豊平の ○○○○さんから ○○○○さんへの経営委譲」をご覧ください。

議案第1号所7番 資料

### <字豊平の○○○○さんから○○○○さんへの経営移譲>

#### 1. 調査の趣旨説明

○○○○さんからその後継者である○○○○さんへ、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による所有権移転に係る現地調査を実施する。

※ 経営移譲案件であることから、農地法第3条に準じて、全て現地確認を行う。

※ 別紙「土地調査確認表」参照

#### 2. 調査のポイント1（農地箇所）

◎ なし

#### 3. 調査のポイント2（非農地証明箇所）

◎ なし

#### 4. 調査のポイント3（現地目証明）

◎ なし

#### 5. 調査のポイント4（利用権設定地の確認）

○○○○さん名義の賃貸借地は存在しない。

#### 6. 農業者年金加算に係る調査

◎ ○○○○さん 昭和○○年○○月○○日生まれ 誕生日で65歳

※ 平成27年9月までに経営移譲すれば加算される。

◎ 農業者としての役職～年金加算の対象となる役職ではないことを農業者年金基金に確認済み。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終了しました。それでは審議に入ります。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書について事務局より説明いた  
させます。

事務局長 農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書であります。農地法第 3 条の許  
可要件に準じて調査を行うこととしております。法令の説明ですが、農  
業委員研修資料No.002 をご覧ください。  
(関係法令～許可要件を説明)  
続きまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書をご覧ください。  
(農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書により、各号該当なしを説明)  
以上のとおりご報告申し上げます。

議長  
会長 所 7 番の所有権移転について何か質疑はございませんか。  
今回の所有権移転を贈与で行うという事は、税を払うという事になる  
のか。

事務局  
2 番委員  
事務局 そうです。贈与税と不動産取得税が該当となります。  
これからの手続き等の話はしているのか。  
〇〇さん宅にて親子同席の上、今後の取扱いと税務署に出向き申告を  
行うよう説明をしました。

議長  
各委員 他に何か質疑はございませんか。  
(質疑なし)

議長 質疑が無いようですので、所 7 番を承認することにご異議ございませ  
んか。

各委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、所 7 番を承認することに決しました。  
次に所 8 番の 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの所有権移転贈与  
について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 本件説明の前に農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の審査基準に関し  
ます法令の確認を行います。農業委員研修資料 N004 をご覧下さい。  
(関係法令～許可要件を説明)  
それでは、所 8 番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の基本構想は町産業建  
設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第 2 号イは効率的な利用耕作、第 3 号ロは常時従事可能である

と判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 所8番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、所8番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、所8番は承認することに決しました。  
次に賃24番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃24番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃24番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃24番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃24番は承認することに決しました。  
次に賃25番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃25番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃25番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃25番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃25番は承認することに決しました。  
次に賃26番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃26番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃26番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃26番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃26番は承認することに決しました。  
続いての案件の審議に移りますが、賃27番は○○委員に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。  
ここで暫時休憩いたします。

(〇〇委員退席)

休憩前に戻り、賃27番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃27番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長

賃27番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、賃27番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、賃27番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

続きまして議案第2号 平成27年度「中頓別町農地パトロール月間実施要領(案)」について、事務局より説明いたさせます。

事務局長

それでは、議案第2号 平成27年度「中頓別町農地パトロール月間実施要領(案)」について、別紙実施要領案に基づき説明させていただきます。

## 平成27年度「中頓別町農地パトロール月間実施要領(案)」

平成27年7月  
中頓別町農業委員会

### 1. 趣 旨

利用状況調査は、平成21年度の農地法改正により実施が義務付けられたものであるが、これに先駆け「新・かけがえのない農地と担い

手を守り活かす運動」の一環として、「農地パトロール」を実施し、優良農地の確保・保全と農地の遊休化防止に向け取り組んできたところである。

これまでの「農地パトロール」の実績を活かし続けるためにも、「利用状況調査」を「農地パトロール」による取組みの1つとして位置付け、遊休農地の把握のみに止めず、監視による無断転用防止、農地法許可案件の履行状況確認等もあわせた「農地パトロール」として取組みを行うものである。

## 2. 利用状況調査

農地法第30条により実施する調査で、農業委員会は毎年1回、その区域内の農地の利用状況について調査を行わなければならない。また、農地を有効に利用されていない場合には、農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行うものである。

## 3. 全町農地パトロール月間の設定

平成27年8月から10月の3ヶ月間を設定する。

- 9月～10月 事前準備期間（利用状況の把握及び資料の作成）
- 10月 現地パトロール（3日間）
- 11月 報告検討会・是正指導・北海道農業会への報告

## 4 調査対象農地

中頓別町の全農地を対象とする。

## 5 実施方法

中頓別町全域を6地区に分けて現地調査を実施する。なお、地区別に農業委員は配置せず、出席可能な全農業委員をもって調査を行うこととする。

## 6 調査内容

- (1) 農地法の許可（届出）条件の履行状況の調査・確認
- (2) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の状況調査
- (3) 遊休・荒廃農地、耕作放棄地の実態把握
- (4) 農地の無断転用の早期発見
- (5) 産業廃棄物の投棄などの不適切な事例等

## 7. 重点調査項目

- (1) 「国有地の売払いに係る方針」における利用状況確認
- (2) 経営移譲対象地の利用状況確認

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局より説明がおわりました。このことについて何か質疑はございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認め、議案第2号平成27年度「中頓別町農地パトロール月間実施要領(案)」については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号平成27年度「中頓別町農地パトロール月間実施要領(案)」については原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、その他の案件に移らせて頂きます。その他について、事務局より説明させます。

事務局長 それでは、その他の事項について報告申し上げます。

(報告)

議長 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成27年第5回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 2時20分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会

長

署名委員

6番

(印)

署名委員

7番

(印)